

私立大学等の設置に係る寄附行為(変更)の審査について

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、審査基準に基づき、私立大学等の設置に係る寄附行為(変更)の審査を行っていますが、最近の審査で指摘された主な事項は以下のとおりです。

なお、これらの点については、学部の増設等を予定している法人か否かにかかわらず、今後の学校法人の管理運営の改善に活用ください。

1. 学生確保の見通しについて

- (1) 学生確保の見通しについて、法人としての取組状況はどうか。
- (2) 大学新設等の場合、申請者以外の第三者による学生確保の調査結果などの活用により、学生確保の見通しを十分に検討しているか、など。

2. 管理運営状況について

- (1) 理事会及び評議員会は、寄附行為に基づき、適切に運営されているか。
(寄附行為変更に関する理事会・評議員会の開催順序が逆転していないか。)
- (2) 予算については、あらかじめ、評議員会の意見を聞いているか。
(予算に関する理事会・評議員会の開催順序が逆転していないか。)
- (3) 決算については、理事会での決定後、評議員会に報告し、その意見を求めているか。(決算に関する理事会・評議員会の開催順序が逆転していないか。)
- (4) 役員及び評議員の選任方法に誤りはないか、など。
(監事の就任後に、評議員会の同意を得ていることはないか。)

3. 事務処理状況について

- (1) 法令に基づく登記、届出等は適切に行われているか。
(理事長の交代の場合、代表権の登記を2週間以内に行っているか。)
- (2) 資産総額変更登記は、2ヶ月以内に行われているか、など。
(毎年5月末までに、資産総額変更登記を行っているか。)

4. 財務状況について

- (1) 教育研究経費が十分に確保された予算計画となっているか。
- (2) 学生生徒等納付金に対する経常的経費支出の割合は低くないか、など。

5. 設置経費、財源について

- (1) 寄付金を財源に充てる場合、寄附能力のない者の寄付金や、寄附者が借入金により調達した寄付金が含まれていないか。
- (2) また、設置資金の流れが明らかになるように、寄付金専用の口座を開設しているか、など。

6. その他

- (1) 既設校に定員超過、定員割れがないか。
- (2) 休止中の学校や収益事業等の今後の見通しはどうか、など。